

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

3 国土強靱化に関する施策のデジタル化に関する施策の推進

(1) デジタル化に関する施策の推進

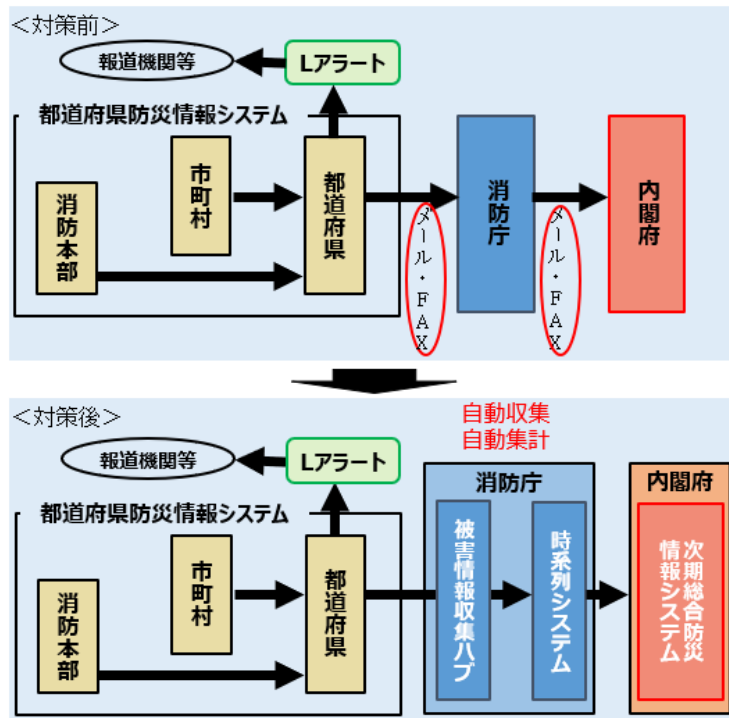
(2) 伝達の高効率化

収集・集積

システムにより被害状況等を効率的に把握・共有し、迅速な災害応急対策を実現する

事業者：総務省消防庁

被害状況等の収集・共有の流れイメージ図



対策名：122 被害状況等の把握及び共有のための対策

主たる施策グループ：5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態



事業名：消防庁被害情報収集・共有システムの整備

- ポイント**
- 発災時の被害状況や避難情報の発令状況等を迅速に収集可能なシステムを構築
 - 被害状況等の自動収集ができることで、迅速な災害応急対策を実現

地域の概要・課題

災害発生時には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第2項の規定に基づき、都道府県は、内閣総理大臣に被害状況等を報告することとされています。この報告は、消防庁を通じて行われますが、従来はメール・FAXにより行われていました。

このため、この報告事務について、迅速化・効率化・負担軽減を図る必要がありました。

見込まれる効果

都道府県から入手する人的・住家被害等の情報を自動収集・自動集計することができるようになることで、被害状況等の報告事務に係る作業が効率化されます。

これにより、災害時における効果的な救助部隊の展開など、国及び地方公共団体のより迅速的確な災害応急対策の実現が期待できます。

事業の概要

都道府県からの被害状況等の報告は、これまでメール・FAXにより行われていたことから、迅速化・効率化を図るためのシステムを整備し、令和5年4月から運用しています。

被害状況等の集計のイメージ

○ 被害の状況

都道府県	人的被害			
	死者	行方不明者	負傷者	合計
	人	人	人	人
●●県			1	1
■■県	1		3	4
合計	1		4	5

○ 避難指示等の状況

都道府県	警戒レベル5				
	緊急安全確保				
	市	町	村	世帯	人数
●●県	1			2	10
合計	1			2	10